



STANDARD

2026年3月19日

各 位

会 社 名 株式会社エイジス
代 表 者 代表取締役社長 福田 久也
(東証スタンダード コード番号: 4659)
問い合わせ先 経営企画室長 小川 善央
T E L 0 4 3 - 3 5 0 - 0 9 1 1

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年4月14日（火曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2026年4月14日（火曜日）
- (2) 公告日 2026年3月31日（火曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.ajis.jp/ir/e-koukoku/>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が2026年2月19日に公表した「有限会社齊藤ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、有限会社齊藤ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2026年2月20日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立後、当社の株主を公開買付者及び齋藤昭生氏のみとするため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正法を含みます。）第180条に基づき、当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び齋藤昭生氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

つきましては、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、上記「1. 本臨時株主総会に係る基準日等について」に記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のための基準日を設定することといたしました。但し、本公開買付けが成立しない場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上